

令和3年度定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査を、愛西市監査基準に準拠して実施し、その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査対象及び実施日

監査対象		実施日
総務部	総務課	令和3年10月21日
	財政課	
	税務課	
	収納課	
企画政策部	人事課	令和3年10月13日
	秘書広報課	
	経営企画課	
	危機管理課	
産業建設部	産業振興課	令和3年10月7日
	土木課	
	都市計画課	令和3年10月6日
	企業誘致課	
教育委員会	学校教育課	令和3年10月6日
	学校給食センター	
	学校給食八開センター	
	生涯学習課	令和3年10月14日
	佐織公民館	
	スポーツ課	
教育委員会（小中学校）	佐屋中学校	令和4年1月13日
	永和中学校	令和4年1月19日
	立田中学校	
	八開中学校	
	佐織中学校	令和4年1月20日
	佐織西中学校	
消防本部及び消防署	消防本部 総務課	令和3年10月14日
	消防本部 予防課	
	消防署	

2 監査の着眼点

監査対象事務が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的に行われているか、また組織及び運営の合理化に務めているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

- (1) 予算の執行に関する事務は適切か。
- (2) 収入に関する事務は適切か。
- (3) 支出に関する事務は適切か。
- (4) 契約に関する事務は適切か。
- (5) 財産管理に関する事務は適切か。
- (6) 行政運営の各事務は適切か。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和3年10月6日から令和4年1月20日まで

(2) 対象とした範囲

小中学校は、令和3年4月1日から令和3年10月31日、その他については、令和3年4月1日から令和3年8月31日の期間に執行した出納及びその他の事務を対象とした。

(3) 実施方法

あらかじめ監査対象部署に所定の資料及び関係書類の提出を求め、試査による閲覧、照合等を行い、各部署の課長及び関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

1 結果

「第1 監査の概要」のとおり監査した限りにおいて、対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められるものの、一部で改善等を要する事項が見受けられた。

その内容については、当該事項を次の区分に分類し、「2 各部署の結果」で述べる。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については記載を省略する。

- (1) 指摘事項：是正又は改善を要すると認められるもの。
- (2) 検討事項：是正又は改善に向けた検討を要すると認められるもの。
- (3) 勧告：(1)、(2)のうち、特に措置を講ずる必要がある事項について、地方自治法第199条第11項の規定に基づき勧告するもの。

2 各部署の結果

(1) 総務部

・ 総務課

【指摘事項】 決裁文書が未作成だったもの

選挙運動用ビラ及び選挙運動運転手の負担金について、ビラは238,960円、運転手は150,000円と10万円を超えるものであったが予算執行書が作成されていなかった。

愛西市予算決算会計規則第28条の規定により、予算を伴う事業の執行に当たっては、あらかじめ予算執行書により決裁を受けなければならないとされているため、今後は、適正な財務事務に努められたい。

・ 財政課

概ね適正に処理されていると認められた。

・ 税務課

概ね適正に処理されていると認められた。

・ 収納課

概ね適正に処理されていると認められた。

(2) 企画政策部

・ 人事課

概ね適正に処理されていると認められた。

・ 秘書広報課

概ね適正に処理されていると認められた。

・ 経営企画課

概ね適正に処理されていると認められた。

・ 危機管理課

概ね適正に処理されていると認められた。

(3) 産業建設部

・ 産業振興課

【指摘事項】 補助金の交付事務が適切でないもの

愛西市観光協会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）により補助金を交付する場合、第5条の規定により、交付決定通知に基づき補助事業者から請求を受け交付することになっているが、要綱第1条の規定にあるように、愛西市補助金等交付規則（以下「規則」という。）により交付されるものであるため、これを念頭に補助金の交付事務を行う必要がある。

規則では、事業完了後に補助事業者から実績報告を受け、適合するか

確認したうえで交付額を確定し交付することになっている。

また、交付額確定前の概算払又は前金払による交付は、市長が特に必要であると認めるときに可能としている。

概算払及び前金払は、地方自治法施行令第162条及び第163条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。

このため、要綱第5条の規定は、請求を受ければ安易に交付できるものと判断すべきではないと思われるが、令和3年5月25日に支出された補助金については、理由も不明瞭なまま、前金払又は概算払とするともなく事業完了前に交付されており、規定に反する不適切なものであると言える。

なお、令和3年7月5日に支出された愛西市園芸農産振興及び農産物流対策事業補助金においても同様であるため、今一度、補助金の交付手続きを確認し、支出の要件及び概算払及び前金払の相違点にも留意し適正な事務に努められたい。

・ 土木課

【指摘事項】 決裁文書が未作成だったもの

筆界特定事務業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の随意契約により580,806円で締結しているが、契約締結までの手続きの中で必要となる予定価格調書が作成されていなかった。

本来、今回の契約の場合、愛西市契約規則第28条の規定により予定価格を定め、愛西市決裁規程別表第1による総務部長の決裁を受けてから見積執行、契約締結に至るべきである。

規程及び運用ルールを確認し、今後は適正な契約事務に努められたい。

【指摘事項】 補助金の交付事務が適切でないもの

愛西市土地改良事業費補助金交付要綱により補助金を交付する場合、第10条の規定のとおり、事業完了後に請求書と報告書の提出を受け交付することになっている。

また、市長が特別の理由があると認めた場合は、概算払請求書により事業完了前に交付することを可能としている。

しかし、令和3年4月15日及び令和3年6月25日に支出された補助金については、概算払による交付の請求を受けているものの、市長が特別と認める理由が不明瞭なまま、事業完了前に概算払で交付されていた。

概算払は、地方自治法施行令第162条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。

このことから、今回の支出においては、市長が必要と認める理由が不明瞭であるため、概算払の要件を具備しているとは言えず、規定に反する不適切なものであると判断する。

今後は、支出の要件を具備していることを確認し、適正な財務事務に努められたい。

- **都市計画課**

概ね適正に処理されていると認められた。

- **企業誘致課**

概ね適正に処理されていると認められた。

(4) **教育委員会**

- **学校教育課**

【指摘事項】 補助金の交付事務が適切でないもの

愛西市学校教育事業補助金交付要綱により補助金を交付する場合、第7条の規定のとおり、事業完了後に補助事業者から提出のあった実績報告書により交付額を確定し、請求を受け補助金を交付するのが通常である。

また、第8条の規定により、市長が必要と認める場合は、概算払又は前金払により事業完了前に補助金の請求を受け、交付することが可能となっている。

しかし、令和3年5月20日に支出されたPTA活動運営費補助については、市長が必要と認める理由が不明瞭なまま、事業完了前に前金払で交付されおり、これ以外の第2条別表に規定する補助対象事業についても同様に交付されていた。

概算払及び前金払は、地方自治法施行令第162条及び第163条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。

このことから、今回の支出においては、市長が必要と認める理由が不明瞭であるため、前金払の要件を具備しているとは言えず、規定に反する不適切なものであると判断する。

今後は、支出の要件を具備していることを確認し、概算払及び前金払の相違点にも留意し適正な事務に努められたい。

- **学校給食センター**

【指摘事項】 決裁文書が未作成だったもの

ワンタッチスライサー用刃の備品購入において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約により91,300円で購入しているが、購入までの手続の中で必要としている見積徴取伺及び発注伺が起案されていなかった。

本来、今回の様に愛西市契約規則第27条第1項第2号及び第31条第2項に規定する、1者からの見積書による契約をする場合であっても、運用ルール上では見積徴取伺を要しており、また、発注伺については、愛西市決裁規程別表第1により財政課長の決裁を受ける必要がある。

5万円を超え10万円以下の備品購入の場合、小額のため契約に係る事務の一部を省略できる場合はあるが、本来必要である事務まで省略してしまわぬよう留意しなければならない。

規程及び運用ルールを確認し、今後は適正な契約事務に努められたい。

- **学校給食八開センター**

概ね適正に処理されていると認められた。

- **生涯学習課**

- 【指摘事項】 補助金の交付事務が適切でないもの

尾張津島天王祭「市江車行事」保存会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）により補助金を交付する場合、第8条の規定により、交付決定通知に基づき補助事業者から請求を受け交付することになっているが、この要綱は、愛西市補助金等交付規則（以下「規則」という。）で定めるもののほか必要事項を定めたものであるため、これを念頭に補助金の交付事務を行う必要がある。

規則では、事業完了後に補助事業者から実績報告を受け、適合するか確認したうえで交付額を確定し交付することになっている。

また、交付額確定前の概算払又は前金払による交付は、市長が特に必要であると認めるときに可能としている。

概算払及び前金払は、地方自治法施行令第162条及び第163条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。

このため、要綱第8条の規定は、請求を受ければ安易に交付できるものと判断すべきではないと思われるが、令和3年6月10日に支出された市江車保存会の補助金については、市長が特に必要と認める理由が不明瞭なまま、事業完了前に前金払で交付されていた。

今回の支出においては、市長が特に必要と認める理由が不明瞭であること及び金額未確定なものであったため、前金払の要件を具備しているとは言えず、規定に反する不適切なものであると判断する。

なお、令和3年6月25日に支出された愛西市婦人会補助金においても同様であるため、今一度、補助金の交付手続きを確認し、支出の要件及び概算払及び前金払の相違点にも留意し適正な事務に努められたい。

- **佐織公民館**

概ね適正に処理されていると認められた。

- ・ **スポーツ課**

- 【指摘事項】 **補助金の交付事務が適切でないもの**

- 愛西市スポーツ協会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）により補助金を交付する場合、第7条の規定により、交付決定通知に基づき補助事業者から請求を受け交付することになっているが、この要綱は、愛西市補助金等交付規則（以下「規則」という。）で定めるもののほか必要事項を定めたものであるため、この規則を念頭に補助金の交付事務を行う必要がある。

- 規則では、事業完了後に補助事業者から実績報告を受け、適合するか確認したうえで交付額を確定し交付することになっている。

- また、交付額確定前の概算払又は前金払による交付は、市長が特に必要であると認めるときに可能としている。

- 概算払及び前金払は、地方自治法施行令第162条及び第163条の規定による例外的な支出方法であり、債務について履行期到来前に支出することを認めるものであるが、本来、支出しようとするときは、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認し、支出の公正な執行を確保しなければならない。

- このため、要綱第7条の規定は、請求を受ければ安易に交付できるものと判断すべきではないと思われるが、令和3年6月25日に支出された補助金については、市長が特に必要と認める理由が不明瞭なまま、事業完了前に前金払で交付されていた。

- 今回の支出においては、理由が不明瞭であること及び金額未確定なものであったため、前金払の要件を具備しているとは言えず、規定に反する不適切なものであると判断する。

- なお、令和3年6月25日に支出された愛西市総合型地域スポーツクラブ補助金においても同様であるため、今一度、補助金の交付手続きを確認し、支出の要件及び概算払及び前金払の相違点にも留意し適正な事務に努められたい。

(5) **教育委員会（小中学校）**

- ・ **佐屋中学校**

- 概ね適正に処理されていると認められた。

- ・ **永和中学校**

- 概ね適正に処理されていると認められた。

- ・ **立田中学校**

- 概ね適正に処理されていると認められた。

- ・ **八開中学校**

- 概ね適正に処理されていると認められた。

- ・ 佐織中学校
概ね適正に処理されていると認められた。

- ・ 佐織西中学校
概ね適正に処理されていると認められた。

(6) 消防本部及び消防署

- ・ 消防本部 総務課
概ね適正に処理されていると認められた。

- ・ 消防本部 予防課
概ね適正に処理されていると認められた。

- ・ 消防署
概ね適正に処理されていると認められた。

3 意見

今回の監査を通じて、部署を問わず複数見受けられた事案については次のとおりである。

これらは、結果的に他に影響を及ぼすリスクが低い内容であったとはいえ、適正な事務の執行を確保するため、日頃から留意して取り組まれない。

- (1) 決裁文書の施行日等が未記載又は誤りであるもの。
- (2) 文書の訂正に修正テープを使用したもの又は訂正印が無いもの。
- (3) 決裁区分の誤りにより決裁権者の決裁を受けていないもの。
- (4) 運用ルール上必要な起案文書が未作成又は添付書類が不足しているもの。